岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則(令和3年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

改正後

(賦課徴収に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
11 政令第6条の2の3 ([略]
政令 <u>第6条の8第4項</u> に	
おいて準用する場合を含	
む。)	
[略]	
16 政令 <u>第6条の8第2項</u>	[略]
[略]	
41 法第17条の2第5項	過誤納金等充当通知書
[略]	

2~15 [略]

(個人の県民税に係る徴収金の払込方法)

係る徴収金を払い込む場合においては、別に定める様式によ る納付・納入(払込)書により翌月10日までに岩手県指定金 融機関、岩手県指定代理金融機関又は岩手県収納代理金融機 関に払い込むものとする。

(賦課徴収に係る書類の様式等)

第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に | 第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
11 政令第6条の2の3 ([略]
政令 <u>第6条の7第4項</u> に	
おいて準用する場合を含	
t.)	
[略]	
16 政令 <u>第6条の7第2項</u>	[略]
[略]	
41 法第17条の2第5項又	過誤納金等充当(委託納付
は第17条の2の2第7項	・委託納入)通知書
[略]	

2~15 [略]

(個人の県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込方法)

第46条 市町村が法第42条第3項の規定により個人の県民税に 第46条 市町村が法第739条の4第2項の規定により個人の県 民税又は森林環境税に係る徴収金を払い込む場合においては 、別に定める様式による納付・納入(払込)書により翌月10 日までに岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関又は 岩手県収納代理金融機関に払い込むものとする。

> (個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴 収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎ又は引受け)

- 第47条 局長は、法第739条の5第3項の規定による個人の県 民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収又は滞納 処分をする徴収金の徴収の引継ぎ(以下この条において「徴 収の引継ぎ」という。) を受けた場合は、別に定める様式に よる徴収引受書(個人の県民税用)を当該徴収の引継ぎをし ようとする市町村の徴税吏員に交付するものとする。
- 2 局長は、徴収の引継ぎを受けたときは、その旨を別に定め る様式による個人の県民税、市町村民税及び森林環境税の納 付通知書により当該徴収の引継ぎに係る納税者又は特別徴収

(個人県民税徴収取扱費の算定)

第47条 [略]

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の徴収の引継ぎ又は引受け)

- 第48条 局長は、法第48条第3項の規定による個人の県民税及 び個人の市町村民税に係る徴収又は滞納処分をする徴収金の 徴収の引継ぎ(以下この条において「徴収の引継ぎ」という 。)を受けた場合は、別に定める様式による徴収引受書(個 人の県民税用)を当該徴収の引継ぎをしようとする市町村の 徴税吏員に交付するものとする。
- 2 局長は、徴収の引継ぎを受けたときは、その旨を別に定め る様式による個人の県民税及び市町村民税の納付通知書によ り当該徴収の引継ぎに係る納税者又は特別徴収義務者に通知

義務者に通知するものとする。

3 局長は、徴収の引継ぎを受けた場合において、法第739条 の5第1項の規定による一定の期間が経過したときは、当該 徴収の引継ぎをした市町村の徴税吏員に対して、別に定める 様式による徴収引継書(個人の県民税用)によりその引継ぎ をするものとする。

(個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金の取扱い)

- 第48条 法第739条の5第1項又は第2項の規定により徴収した個人の県民税に係る徴収金、個人の市町村民税に係る徴収金 (以下この条において「徴収 引継ぎ徴収金」という。)は、歳入歳出外現金等に繰り入れ、個人の県民税については当該徴収した月の末日において当該税の歳入科目に繰り入れ、個人の市町村民税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に、森林環境税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に、森林環境税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に、森林環境税については当該徴収した月の翌月の末日までに国に払い込むものとする。
- 2 局長は、徴収引継ぎ徴収金に係る市町村への払込みに関し 市町村長から申出があった場合には、前項の規定にかかわら ず、当該徴収引継ぎ徴収金の全額を当該徴収した月の翌月10 日までに当該市町村に払い込むものとする。この場合におい て、当該徴収引継ぎ徴収金のうち個人の県民税に係る徴収金 及び森林環境税に係る徴収金の県への払込みは、法第739条 の4第2項の定めるところによる。
- 3 局長は、前2項の規定により徴収引継ぎ徴収金を市町村に 払い込む場合は、当該徴収引継ぎ徴収金に係る徴収の状況を 別に定める様式による通知書により市町村長に通知するもの とする。

(個人県民税徴収取扱費の算定)

第49条 [略]

するものとする。

3 局長は、徴収の引継ぎを受けた場合において、法第48条第 1項の規定による一定の期間が経過したときは、当該徴収の 引継ぎをした市町村の徴税吏員に対して、別に定める様式に よる徴収引継書(個人の県民税用)によりその引継ぎをする ものとする。

(個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収金の取扱い)

- 第49条 法第48条第1項の規定により徴収した個人の県民税に 係る徴収金及び個人の市町村民税に係る徴収金(以下この条 において「徴収引継ぎ徴収金」という。) は、歳入歳出外現 金等に繰り入れ、個人の県民税については当該徴収した月の 末日において当該税の歳入科目に繰り入れ、個人の市町村民 税については当該徴収した月の翌月10日までに当該市町村に 払い込むものとする。
- 2 局長は、徴収引継ぎ徴収金に係る市町村への払込みに関し 市町村長から申出があった場合には、前項の規定にかかわら ず、当該徴収引継ぎ徴収金の全額を当該徴収した月の翌月10 日までに当該市町村に払い込むものとする。この場合におい て、当該徴収引継ぎ徴収金のうち個人の県民税に係る徴収金 の県への払込みは、法第42条第3項の定めるところによる。
- 3 局長は、前2項の規定により徴収引継ぎ徴収金を市町村に 払い込む場合は、当該徴収引継ぎ徴収金に係る徴収の状況を 別に定める様式による通知書により市町村長に通知するもの とする。

(個人の県民税に係る書類の様式)

第50条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第50条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
1 条例第31条第1項又は	個人の県民税の賦課に関す
第2項	る報告書
[略]	
3 条例第31条第4項	個人の県民税(個人の市町
	村民税)徴収状況報告書
4 条例第31条第5項	年度個人の県民税(個人の
	市町村民税)の滞納状況に
	関する報告書
5 法 <u>第48条第7項</u>	年度個人の県民税(個人の

(個人の県民税に係る書類の様式)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
1 条例第31条第1項又は	個人の県民税(個人の市町
第2項	村民税・森林環境税)の賦
	課に関する報告書
[略]	
3 条例第31条第4項	個人の県民税(個人の市町
	村民税・森林環境税)徴収
	<u> 状況報告書</u>
4 条例第31条第5項	年度個人の県民税(個人の
	市町村民税・森林環境税)
	の滞納状況に関する報告書
5 法 <u>第739条の5第7項</u>	年度個人の県民税(個人の

市町村民税) の滞納処分に 関する通知書

(利子割に係る書類の様式等)

第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
2 法第71条の11第4項、	[略]
<u>第71条の14第6項</u> 又は第	
71条の15第5項	

2 • 3 [略]

(配当割に係る書類の様式)

36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、 別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・ 加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第7項又は第71条の 第58条 法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の 56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等 の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に 係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書に よるものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第63条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
2 法第72条の42、 <u>第72条</u>	[略]
<u>の46第6項</u> 又は第72条の	
47第5項	
[略]	

$2 \sim 7$ 「略]

(県たばこ税に係る書類の様式)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
3 法第74条の20第4項、	[略]
<u>第74条の23第6項</u> 又は第	
74条の24第5項	

市町村民税・森林環境税) の滞納処分に関する通知書

(利子割に係る書類の様式等)

|第54条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
2 法第71条の11第4項、	[略]
<u>第71条の14第7項</u> 又は第	
71条の15第5項	

2 • 3 「略]

(配当割に係る書類の様式)

第56条 法第71条の32第4項、<u>第71条の35第7項</u>又は第71条の 第56条 法第71条の32第4項、<u>第71条の35第8項</u>又は第71条の 36第5項の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、 別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・ 加算金決定通知(納税の通知)書によるものとする。

(株式等譲渡所得割に係る書類の様式)

56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等 の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に 係る県民税更正、決定・加算金決定通知(納税の通知)書に よるものとする。

(事業税に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
2 法第72条の42、 <u>第72条</u>	[略]
<u>の46第7項</u> 又は第72条の	
47第5項	
[略]	

「略]

(県たばこ税に係る書類の様式)

第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に | 第70条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
3 法第74条の20第4項、	[略]
<u>第74条の23第7項</u> 又は第	
74条の24第5項	

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
5 法第87条第4項、 <u>第90</u>	[略]
<u>条第6項</u> 又は第91条第5	
項	

2~6 「略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第87条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
5 法第144条の44第4項、	[略]
第144条の47第6項又は第	
144条の48第5項	

2~12 [略]

(環境性能割に係る書類の様式等)

第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第94条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
6 法第168条第4項、 <u>第</u>	[略]
<u>171条第6項</u> 又は第172条	
第5項	

2~8 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(ゴルフ場利用税に係る書類の様式等)

第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 第80条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に 掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
5 法第87条第4項、 <u>第90</u>	[略]
<u>条第7項</u> 又は第91条第5	
項	

2~6 「略]

(軽油引取税に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
5 法第144条の44第4項、	[略]
第144条の47第7項又は第	
144条の48第5項	

2~12 [略]

(環境性能割に係る書類の様式等)

掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書類
[略]	
6 法第168条第4項、 <u>第</u>	[略]
<u>171条第7項</u> 又は第172条	
第5項	

2~8 「略]